

青森県報

第三千九百三十五号

平成二十六年
十二月十七日
(水曜日)

目次

規則

青森県行政書士法施行細則の一部を改正する規則……………(総務学事課) ……一

告示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二

道路の区域の変更……………(道路課) ……二

公告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……二

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計課) ……三

公営企業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病院課局) ……三

規則

青森県行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十五号

青森県行政書士法施行細則の一部を改正する規則

青森県行政書士法施行細則(昭和五十年六月青森県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十七条の二第二項第五号」を「第十七条の二第二項第六号」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年十二月二十七日から施行する。

告 示

青森県告示第八百五十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

光株式会社	氏名又は 名称又は 名称又は	指定居宅サービス事業者	居宅サービス事業者 の種別	居宅サービス事業を行う 事業所	指 定 年 月 日
五所川原市大字 飯詰字福泉八四一	主たる事務所の 所在地又は住所		訪問介護	名 称	平成 二六・三・一
五所川原市大字 野坪字朝日田一六三の四	所 在 地		訪問介護ほ な	所 在 地	

青森県告示第八百五十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

光株式会社 五所川原市大字 飯詰字福泉八四 の二	氏名又は 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	指定介護予防サービス 事業者	介護予防 サービスの 種類	介護予防サービス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日
	訪問介護 訪問介護は な	五所川原市大字 野坪字朝日田 一六三の四	平成 二六・三・一			

青森県告示第八百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年一月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間			変更 前後	敷地 の幅員	敷地 の延長	備考
1	国 道	三三九号	南津軽郡藤崎町大字藤崎字高瀬三の一から 南津軽郡藤崎町大字藤崎字松野木四〇の一まで	前	後	一八・三〇メートルから 二二・四〇メートルまで	四四〇・〇五メートル		
2	県 道	前坂藤崎線	南津軽郡藤崎町大字藤崎字真那板縁二二四の一から 南津軽郡藤崎町大字藤崎字横松一の一まで	前	後	一九・四〇メートルから 一七・三〇メートルまで	一、五二四・八〇メートル		

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人十和田市サッカー協会

三 代表者の氏名

十文字 敏雄

四 主たる事務所の所在地

十和田市東十二番町五の二〇

五 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して、サッカーに関する事業を行い、サッカーの普及と強化、そしてサッカーを通じた地域活性と社会貢献を目標とすることで、子ども達の健全な育成と生涯スポーツ社会の実現、スポーツ文化の発展、そして健康で文化的な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

公 安 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十七日

青森県警察本部長 山 本 和 毅

一 特定役務の名称

渋滞・映像表示システム機器賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年十一月十一日

五 契約の相手方の名称及び住所

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

東京都港区芝浦一丁目二の三

六 契約金額

百二十五万二千八百円

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第八号 契約の相手方を決定した手続

質貸借機器等に要求される性能等が満たされていると判断した申請書を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて有効な見積りをした者と随意契約により契約を締結したものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十六年九月十九日

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
青森県立中央病院重油（JIS一種二号）供給単価契約一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院 管理課
青森市東造道二丁目一の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十六年十一月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社E.N.E.O.Sフロンティア東北支社
宮城県仙台市宮城野区宮城野二丁目一の一
- 六 契約金額
一リットル 七十五円六十銭
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十六年十一月四日

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭